

令和5年情審第1号

第1 審査会の結論

実施機関が令和4年度桜川市一般会計予算に掲げている第6款（農林水産業費）第1項（農業費）第3目（農業振興費）の支払先一覧表に記録のある22名の個人の氏名を不開示とする部分開示決定は、これを取り消し、22名の氏名を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和5年4月14日、審査請求人は、桜川市情報公開条例（平成17年桜川市条例第9号、以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、桜川市長（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

令和4年度桜川市一般会計予算に掲げている下記①及び②の文書。

- ① 第6款（農林水産業費）第1項（農業費）第3目（農業振興費）の支払先の分かる一覧表。
- ② 第7款（商工費）第1項（商工費）第2目（商工振興費）の支払先が分かる一覧表。

2 実施機関の決定及び通知

令和5年4月28日、実施機関は、本件請求に係る行政文書のうち、①第6款（農林水産業費）第1項（農業費）第3目（農業振興費）の支払先の分かる一覧表（以下「本件行政文書」という。）について、22名の個人の氏名は条例第7条第2号に該当する個人情報であるとし

て不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和5年5月1日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件行政文書に記録のある22名の個人の氏名を開示すべきである。

2 審査請求の理由等

条例第7条第1項には、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」とあり、また、開示を要しない事項について述べている第2号には、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」とある。

これを読めば、「個人に関する情報」であっても「事業を営む個人の

当該事業に関する情報は除く。」とあることから、農林課の農業振興費の支払いは、「事業を営む個人」に対する支払いと考えられるので、この支払い相手である「事業を営む個人名」は、保護されるべき個人に関する情報には当たらないことは明らかである。それにもかかわらず、処分庁が22名の個人名を保護すべき個人情報であるとして見做し、これを不開示とするのは違法である。

第4 実施機関の主張の要旨

本件行政文書に記録のある22名の個人の氏名は、条例第7条第2号に規定されている、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別できるもの」に該当すると判断した。

第5 審査会の判断

1 審査請求の趣旨について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外している。これは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に関する開示・不開示の判断は、法人等の事業活動情報と同様の基準で行なわれるべきと考えられたことによる。そして、氏名は、「特定の個人を識別することができる」情報であると言えなくもないが、事業を営む個人の場合には、氏名そのものが当該個人の営む事業を直接的又は間接的に表わす場合もあり、事業者の場合に氏名を開示することはプライバシーを侵害する可能性が高くないことから、条例第7条第3号の不開示情報に該当する場合を除いて、開示されるべきと考える。

本件行政文書は、水稻病虫害防止事業補助金の支払先に関するもの

であるところ、水稲病虫害防止事業補助金の支払先は、一定面積以上の水田を耕作している者であって、個人の場合には、農業事業者である場合とそうでない場合とが考えられる。しかし、農業事業者か否かは実施機関においては不明であり、また、本件行政文書においては水稲病虫害防止事業補助金の支払先として記録されているにすぎず、プライバシーの侵害も高くないことから、本件請求に関しては、いずれの個人も農業事業者として扱われるべきであり、その氏名は、「個人に関する情報」から除外されている「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当すると解される。

そして、農業事業者として氏名を公にしたとしても、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはなく、また、当該情報は、公にしないことを条件で任意に提供されたものでもないことから、条例第7条第3号の不開示情報には該当しない。

2 結論

以上より、本審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 5月 1日	審査請求受理 処分庁：農林課
令和5年 5月 12日	処分庁より諮問
令和5年 7月 4日	第1回審査会
令和5年 9月 25日	第2回審査会
令和5年 9月 25日	答申確定